

狭山市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、当事者団体等に助成金を交付しています。

さやま 福祉活動応援助成金



狭山市社協 キャラクター こころちゃん

- <対象団体>①障がい者団体 ②在宅介護者団体 ③ひとり親家庭・母子福祉団体 ④児童福祉団体
⑤福祉施設等でボランティア活動をしている団体（狭山市VC登録グループを除く）
- <団体要件>①10名以上の会員で構成し、構成員のうち狭山市民が3分の2以上いる団体
②無償で活動する、宗教、政治活動を目的としない団体（①、②とも該当すること）
- <助成種類>①活動費助成コース・・・年間を通じた団体の活動に対する助成
②事業費助成コース・・・団体で実施する事業に対する助成
- * ①、②の重複申請はできません。詳細な補助金対象項目は裏面
* ①、②とも総予算の3分の2または、20万円の少ない額
（応募状況によって、交付額は異なります）
- <募集期間>令和5年5月8日（月）～5月31日（水）*当日消印有効
- <応募方法>所定の申請用紙に必要事項を記入し、関係書類をクリップにとめて社協狭山市駅東口事務所まで
- <選考方法>提出された申請書類及びプレゼンテーションの内容によって、助成金交付事業審査委員会にて審査します。
- <プレゼンテーション>6月中旬 午後予定 ※変更する場合あり
- <問い合わせ>狭山市社会福祉協議会狭山市駅東口事務所 狭山市富士見 1-1-11
Tel 2956-7665
<http://www.sayama-shakyou.or.jp>
E-mail higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp

この事業は、赤い羽根共同募金配分金が使われています

狭山市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、当事者団体等に助成金を交付しています。

1. 助成対象となる経費

支出項目	該当するもの
消耗品費	事務に要する用紙や文房具等（5万円未満のもの）
器具什器費	楽ちんいす、棚 など（5万円～10万円未満もので数年使えるもの） （但し、減価償却の耐用年数等に関する省令に該当するものを除く）
謝礼金	講師料、講師交通費
通信運搬費	連絡調整のための切手、はがき等にかかる代金
印刷製本費	活動時の写真代、資料のコピー、印刷代
損害保険料	ボランティア行事保険または開催事業にかかる保険代等（但し、ボランティア保険等の個人の保険は除く）
賃借料	利用会場の使用費、バスの借り上げ料

2. 助成対象外となる経費

- ・ 飲食代（会議等における茶菓子、及び来賓等への昼食代は除く）
- ・ 交際費、慶弔費、懇親会費等、その他社会通念上、募金をしてくれた方々に理解を得られないもの
- ・ 備品（10万円以上のもの）

3. 支出する際の注意事項について

- ・ 領収書は必ず受け取ってください。（レシート可）
- ・ 謝礼金など領収書がなじまないものは、受取証（書式自由）をもらってください。
- ・ 報告書には必ず領収書および受取証を添付してください。

4. 申請について

交付要綱をご覧ください。詳しくは社会福祉協議会の広報誌「ふれあい」やホームページをご参照ください。

＜提出する書類＞

- ・ 助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業・活動計画書（様式第2号）
- ・ 予算書（様式第3号）
- ・ 会員名簿
- ・ 団体の概要
- ・ 決算書（直近のもの）
- ・ その他、必要な書類

5. 助成の決定、通知

助成先および金額は、提出された申請書類及びプレゼンテーションの内容によって、助成金交付事業審査委員会にて審査し、採否の結果については、令和5年7月上旬までにお申し込み団体すべての代表者宛てに郵送にて通知します。

この事業は、赤い羽根共同募金配分金が使われています

狭山市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、当事者団体等に助成金を交付しています。

6.その他

- 単なる旅行や食事だけを目的とするような事業は対象としません。
- 参加者には、無理のない範囲で参加費等負担を求めてください。
- この助成金が関係する事業に関しては、会員や仲間内のみを対象とするのではなく、地域や他人とのつながりづくりが見込める内容にしてください。
- 申請書類に関して、内容の確認等を求めることがありますので、代表者と連絡先が異なる場合は、その旨記載をお願いします。
- 共同募金の配分金を活用した社会福祉協議会からの助成金であることを資料などに記載するなどして、参加者の方々へ周知をお願いします。
- 助成金決定後、申請内容等について変更が生じた場合は、速やかに社会福祉協議会までご連絡ください。
- 活動終了後は、所定の報告書を提出してください。
- 申請内容の虚偽や助成金の対象外使用が判明した場合は、助成決定の取り消しや助成金を返還していただく場合があります。

7.プレゼンテーションについて

- 時 間 1団体あたり 発表（5分）＋質疑（5分）＝10分
- 内 容 提出された申請書の説明
（団体の概要、助成金の使い道、助成金の必要性等）
*参考資料がある場合は、最低15部用意してください。
- 日 程 6月中旬 午後予定
*応募期間終了後、正式な日程をお知らせします。
- 場 所 社会福祉会館 3階 大会議室
- 集 合 発表時間の10分前
*当日の進行状況により、時間が前後する場合がございますので早めの準備をお願いします。
- パソコン・プロジェクターの使用について
発表の際に、パソコン・プロジェクターを使用する団体は、当日の不具合を防止するため、発表日の1週間前までに、データを社会福祉協議会狭山市駅東口事務所までメールやオンラインストレージにて提出してください。データは、PowerPoint97-2003、2007、2010、2013までの形式で作成してください。
- 備 考 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、オンラインによるプレゼンテーションや書面審査となる場合があります。

狭山市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、当事者団体等に助成金を交付しています。

8. 連絡・お問い合わせ先

